



「丸のこ等取扱い作業従事者教育」開催のご案内

新潟労働基準協会・新発田労働基準協会・新津労働基準協会 合同開催

丸のこ等は、建設業をはじめ様々な業種において広く使用されていますが、誤った使用方法が原因で、軽微な災害に留まらず、死亡災害に至る重篤な労働災害も発生しています。

このような状況を受け、厚生労働省から携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底に関する通達がありました（平成22年7月14日付け基安発0714第1号）。丸のこ、また丸のこに似た形状の切断工具を使用し、木材等を切断する作業を行うすべての方が受講すべき教育といえます。

このたび、当協会では、この通達に基づく安全教育（『特別教育に準じた教育』）を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

（本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会、および新津労働基準協会が合同で開催します。）

記

1. 日時・会場

日 時		会 場	定 員
令和9年 1月28日（木）	13時 ～17時	胎内市産業文化会館 胎内市新和町2番5号 (Tel 0254-43-2330)	30名

※ 当日の受付は開始20分前から行います。

2. 講習対象者

丸のこ等（可搬式丸のこ盤、携帯用丸のこ、携帯用丸のこ盤）を使用して行う作業に従事する労働者

3. 講習内容

- (1) 丸のこ等に関する知識
- (2) 丸のこ等を使用する作業に関する知識
- (3) 丸のこ等の点検、修理および整備に関する知識
- (4) 安全な作業方法に関する知識
- (5) 関係法令
- (6) 実 技（丸のこ等の正しい取扱い方法）

4. 受講料

6,500円 （非会員 7,500円）

（テキスト代込み、消費税を含む）

5. 申込み方法

(1) 申込書に記入の上、Fax 又は郵送等で **1月20日(水)** 迄にお申し込みください。

なお、受講料は、銀行振込または事務局に現金持参でお願いいたします。(原則前納でお願いしております。)

○胎内市新和町2番5号(胎内市産業文化会館内)

○新発田労働基準協会 (Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561)

○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No. 1056361

(2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

(1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。なお修了証の発行者名は、本教育主担当の「新発田労働基準協会」となります。

(2) 携行品として、筆記用具を持参ください。

実技では、安全靴または作業靴を履いてください。

..... このまま送信ください

(FAX 0254-44-8561)

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」申込書

☐ 協会員 ☐ 非協会員 (該当に✓印を付してください)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭平 . .	
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当にレを付してください)

☐ 受講料 名分の 円を添えて申し込みます。(振込予定 月 日)

☐ 事務局に現金持参(来所予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 _____

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。